令和８年熊本地震災害対応経緯

7 月 28 日（火）　午後 6 時、災害対策本部を設置。
・「令和８年熊本地震に係る災害により被災した被保険者等における診療報酬等明細書情報の第三者への提供について」（社会保険診療報酬支払基金／事務連絡令和８年 7 月 28 日）をメール送信。（保険医療課扱い）
・「令和８年熊本地震に伴う災害の被災者に係る定期検査等の取扱いについて」（厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課／事務連絡令和 8 年 7 月 28 日）をメール送信。（保険医療課扱い）
・「令和８年熊本地震に係る公費負担医療の取扱いについて」（厚生労働省健康・生活衛生局総務課他／事務連絡令和 8 年 7 月 28 日）をメール送信。（保険医療課扱い）
・「令和８年熊本地震に伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は資格確認書等の提示等について」（厚生労働省保険局医療課／事務連絡令和 8 年 7 月 28 日）をメール送信。（保険医療課扱い）

7 月 29 日（水）　・災害救助法が適用された熊本県歯科医師会へ、会長名のお見舞い文書及び大規模災害発生時等における歯科医療に係る支援物資要請確認票をメール送信。（総務一課、情報管理課扱い）
・熊本県歯科医師会に対して会員被災状況調査を実施（厚生会員課扱い）
・都道府県歯科医師会に以下をメールで周知。（地域保健課扱い）
【事務連絡】令和 8 年熊本地震に伴う災害の被災者に係る妊婦健康診査等の各種母子保健サービスの取扱い等について（こども家庭庁成育局母子保健課／令和８年 7 月 29 日）
・「令和 8 年熊本地震に係る既往歴等の提供について」（国民健康保険中央会／事務連絡令和 8 年 7 月 28 日）をメール送信。（保険医療課扱い）
・「令和８年熊本地震に係る保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（厚生労働省保険局医療課／事務連絡令和８年 7 月 29 日）をメール送信。（保険医療課扱い）
・熊本県歯科医師会へ「令和 8 年熊本地震に係る災害時モードアクティブ化及び被災者に関する既往歴等の提供につい

て」をメール送信。（情報管理課扱い）
・ホームページに被災者へのお見舞いおよび「災害時の口腔健康管理」資料や「災害時の歯みがき方法」（動画）等を掲載。（広報課扱い）

7 月 30 日（木）
・都道府県歯科医師会に対して、厚生労働省老健局介護保険計画課・事務連絡「令和 8 年熊本地震に災害により被災した者に係る被保険者証の提示等について」（7 月 29 日付）をメール送信。（地域保健課扱い）
・災害対策本部第 1 回会議を開催。
・都道府県歯科医師会へ「令和 8 年熊本地震における医療用麻薬の移動の取扱いについて（医療機関及び薬局への周知依頼）」をメール送信。（情報管理課扱い）
・プレスリリース：令和 8 年熊本地震災害対策本部の設置等について―を配信。令和 8 年熊本地震災害対策本部を設置し、直ちに被災状況の情報収集や関係機関との連絡調整等を図っていること、第 1 回対策本部を開催し、会員被害状況や支援物資等の対応について協議したことを発信。（広報課扱い）

7 月 31 日（金）
・先遣隊 JDAT 熊本県による被害状況やニーズ調査の確認を受けて、熊本県歯科医師会より、熊本県に JDAT 派遣を要請。
熊本県より厚生労働省に派遣要請がされ、同日夜、日本歯科医師会に厚生労働省より派遣要請。
（先遣隊 JDAT 熊本県の活動期間は 8/2（日）まで）
・先遣隊 JDAT 熊本県の活動を受けて、熊本県歯科医師会に被害状況や避難所及び会員診療所の稼働状況 JDAT 派遣、物資支援、歯科診療車派遣の必要性等を連絡・確認。
・熊本県歯科医師会からの JDAT 派遣要請を受理。
・「令和 8 年熊本地震に伴う診療録等の文書の保存に係る取扱いについて」（厚生労働省医政局他／事務連絡令和 8 年 7 月 30 日）をメール送信。（保険医療課扱い）
・「令和 8 年熊本地震にかかる災害による被災に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」（厚生労働省保険局医療課／事務連絡令和 8 年 7 月 31 日）をメール送信。（保険医療課扱い）
・熊本県、佐賀県の各歯科医師会へ「令和 8 年熊本地震に係る災害時モードアクティブ化について（その 2)」をメール送信。（情報管理課扱い）

・佐賀県歯科医師会へ「令和 8 年熊本地震に係る被災者に関する既往歴等の提供について」をメール送信。（情報管理課扱い）

・都道府県歯科医師会へ「令和 8 年熊本地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて（卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼）」をメール送信。（情報管理課扱い）

・都道府県歯科医師会へ「令和 8 年熊本地震による災害に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて」をメール送信。（情報管理課扱い）

8 月 1 日（土）

・九州地区連合歯科医師会会長に対して、「令和 8 年熊本地震への JDAT の派遣について（ご依頼）」をメール送信。（地域保健課扱い）

・都道府県歯科医師会会長に対して、「令和 8 年熊本地震への JDAT 派遣について」をメール送信。（地域保健課扱い）

・中久木嘱託を JDAT 統括コーディネーターに任命。

8 月 2 日（日）

・本部調整を行う JDAT 福岡県（3 名 1 チーム）が熊本県歯科医師会入り。

・第 3 回熊本県歯科医師会災害対策本部会議に瀬古口副会長、伊藤（明）常務理事、宮﨑課長が出席。

8 月 3 日（月）

・令和 8 年熊本地震災害への支援金受付を開始。（総務一課扱い）

・都道府県歯科医師会及び関係団体に「令和 8 年熊本地震災害への支援金について（事務連絡）」をメールで周知。（総務一課扱い）

・JDAT 福岡県（1 チーム＝福岡歯科大学チーム）を派遣（八代市へ。派遣期間は 8 月 9 日（日）まで）

・熊本県庁の保健医療福祉調整本部への JDAT の常駐を検討。

・高橋会長、瀬古口副会長が 8/13（木）に現地視察等を行うことを決定。

・「令和 8 年熊本地震に係るデータ提出加算及び外来データ提出加算等の取扱いについて」（厚生労働省保険局医療課／事務連絡令和 8 年 7 月 30 日）をメール送信。（保険医療課扱い）

・熊本県歯科医師会より支援物資要請（第一弾）を受理し、同日、日本歯科商工協会に対応を依頼。（情報管理課扱い）

・日歯メールマガジン No.929 にて、令和 8 年熊本地震災害対策本部の設置等について発信。（広報課扱い）

8月4日（火）　・熊本県庁の保健医療福祉調整本部へのJDATの常駐を調整。今後、一週間程度は九州地区連合歯科医師会が対応し、その後は日本歯科医師会で対応する方向を確認。
・熊本県、佐賀県の各歯科医師会へ「令和8年熊本地震に係る災害時モードアクティブ化について（その3)」をメール送信。(情報管理課扱い)

8月5日（水）　・熊本県歯科医師会より支援物資要請（第二弾）を受理し、同日、日本歯科商工協会に対応を依頼。(情報管理課扱い)

8月6日（木）　・災害対策本部第2回会議を開催。
・九地区連合歯科医師会会長に対して「令和8年熊本地震に係る現況報告について」メール送信。(地域保健課扱い)
・都道府県歯科医師会へ「令和8年熊本地震に係る現況報告について」メール送信（地域保健課扱い)
・「令和8年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等について（要請)」(総務省自治行政局公務員部福利課／事務連絡令和8年8月5日）をメール送信。(保険医療課扱い)
・熊本県歯科医師会より支援物資要請（第三弾）を受理し、同日、日本歯科商工協会に対応を依頼。(情報管理課扱い)

8月7日（木）　・Instagram、Facebook、Xの各種SNSにおいて「災害時の歯みがき方法」について投稿。(広報課扱い)
・「令和8年熊本地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて」(厚生労働省保険局保険課他／事務連絡令和8年8月7日）をメール送信。(保険医療課扱い)
・熊本県歯科医師会より支援物資要請（第四弾）を受理し、同日、日本歯科商工協会に対応を依頼。(情報管理課扱い)

8月10日（月）　・都道府県歯科医師会に対して「令和8年熊本地震への診療車両の貸与について」をメール送信。(地域保健課扱い)
・日歯メールマガジンNo.930にて、令和8年熊本地震災害への支援金のお願いを発信。(広報課扱い)
・プレスリリース：令和8年熊本地震の状況について【第2報】―を配信。令和8年熊本地震に係る現況報告（8月6日現在）を発信。(広報課扱い)
・ホームページに令和8年熊本地震に関する情報（支援金のご協力のお願い、会員歯科診療所の被災状況、地震対応に係

	る現況報告、支援物資）を掲載。（広報課扱い） ・熊本県歯科医師会より支援物資要請（第五弾）を受理し、同日、日本歯科商工協会に対応を依頼。（情報管理課扱い）
8 月 12 日（水）	・都道府県歯科医師会に対して「令和 8 年熊本地震への診療車両の貸与について（御礼）」をメール送信。（地域保健課扱い）
8 月 13 日（木）	・都道府県歯科医師会に対して「令和 8 年熊本地震に係る現況報告（その 2）」をメール送信（地域保健課扱い） ・高橋会長、瀬古口副会長、伊藤（明）常務理事が熊本県の現地視察を行った。 ・第 6 回熊本県歯科医師会災害対策本部会議に高橋会長、瀬古口副会長、伊藤（明）常務理事が出席。
8 月 14 日（金）	・「令和 8 年熊本地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて(その 2)」（厚生労働省保険局保険課他／事務連絡令和 8 年 8 月 13 日）をメール送信。（保険医療課扱い）
8 月 17 日（月）	・「令和 8 年熊本地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて(その 3)」（厚生労働省保険局保険課他／事務連絡令和 8 年 8 月 14 日）をメール送信。（保険医療課扱い） ・熊本県、佐賀県の各歯科医師会へ「令和 8 年熊本地震に係る災害時モードアクティブ化について（その 4)」、「令和 8 年熊本地震に係る災害時モードアクティブ化について（その 5)」をメール送信。（情報管理課扱い）
8 月 18 日（火）	・「令和 8 年熊本地震にかかる災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて（その 2)」（厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課他／事務連絡令和 8 年 8 月 17 日）をメール送信。（保険医療課扱い） ・「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件について」（厚生労働省健康・生活衛生局長感染症対策部長／事務連絡令和 8 年 8 月 17 日）をメール送信。（保険医療課扱い） ・「「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき同条第 1 項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了

	日を令和9年1月27日とする措置を指定する件」における保険医療機関又は保険薬局の取扱いについて」（厚生労働省保険局医療課／事務連絡令和 8 年 8 月 18 日）をメール送信。（保険医療課扱い）
8月19日（水）	・「令和8年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（厚生労働省保険局医療課／事務連絡令和8年8月18日）をメール送信。（保険医療課扱い） ・「令和8年熊本地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて（その 4)」（厚生労働省保険局保険課他／事務連絡令和8年8月19日）をメール送信。（保険医療課扱い） ・プレスリリース：令和 8 年熊本地震の状況について【第 3 報】―を配信。令和8年熊本地震に係る現況報告（8月13日現在）を発信。（広報課扱い）
8月21日（金）	・都道府県歯科医師会に対して「令和 8 年熊本地震に係る現況報告（その 3)」をメール送信（地域保健課扱い）
8月24日（月）	・熊本県、佐賀県の各歯科医師会へ「令和 8 年熊本地震に係る災害時モードアクティブ化について（その 6）」をメール送信。（情報管理課扱い）
8月26日（水）	・「令和8年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について」（厚生労働省保険局医療課／事務連絡令和 8 年8月26日）をメール送信。（保険医療課扱い）
8月27日（木）	・都道府県歯科医師会に対して「令和 8 年熊本地震に係る現況報告（その 4)」をメール送信（地域保健課扱い）
8月28日（金）	・プレスリリース：令和 8 年熊本地震の状況について【第 4 報】―を配信。令和8年熊本地震に係る現況報告（8月27日現在）を発信。（広報課扱い） ・支援金受付2次募集を開始。（総務一課扱い）
8月31日（月）	・九地区連合歯科医師会（福岡県歯科医師会）に対して「令和8年熊本地震への JDAT の派遣について（御礼）をメール送信（地域保健課扱い）
9月1日（火）	・熊本県、佐賀県の各歯科医師会へ「令和 8 年熊本地震に係る災害時モードアクティブ化について（その 7）」をメール送信。（情報管理課扱い） ・熊本県歯科医師会より支援物資要請（第六弾）を受理し、

	同日、日本歯科商工協会に対応を依頼。（情報管理課扱い） ・ホームページに令和 8 年熊本地震に関する情報（支援金のご協力のお願い＜第 2 次＞）を掲載。（広報課扱い）
9 月 2 日（水）	・熊本県歯科医師会より支援物資要請（第七弾）を受理し、同日、日本歯科商工協会に対応を依頼。（情報管理課扱い） ・【福祉医療機構からのご案内】令和 8 年熊本地震による災害に係る特例措置の取扱いについて（独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部事業統括課）熊本県歯科医師会へ周知（医療管理課扱い）
9 月 4 日（金）	・都道府県歯科医師会に対して「令和 8 年熊本地震に係る現況報告（その 5）」をメール送信（地域保健課扱い） ・支援物資送付状況（令和 8 年 9月4日現在）をホームページに掲載。（情報管理課、広報課扱い） ・プレスリリース：令和 8 年熊本地震の状況について【第 5 報】―を配信。令和 8 年熊本地震に係る現況報告（9 月 4 日現在）を発信。（広報課扱い）
9 月 8 日（火）	・熊本県、佐賀県の各歯科医師会へ「令和 8 年熊本地震に係る災害時モードアクティブ化について（その 8)」をメール送信。（情報管理課扱い）
9 月 10 日（木）	・都道府県歯科医師会に対して「令和 8 年熊本地震に係る現況報告（その 6)」をメール送信（地域保健課扱い）
9 月 11 日（金）	・プレスリリース：令和 8 年熊本地震の状況について【第 6 報】―を配信。令和 8 年熊本地震に係る現況報告（9 月 10 日現在）を発信。（広報課扱い） ・都道府県歯科医師会及び関係団体に以下をメールで周知。（総務一課扱い） 「令和 8 年熊本地震災害への義援金(第 1 次受付)について（御礼と報告)」
9 月 14 日（月）	・熊本県、佐賀県の各歯科医師会へ「令和 8 年熊本地震に係る災害時モードアクティブ化について（閉塞）」をメール送信。（情報管理課扱い）
9 月 17 日（木）	・第 20 回理事会にて、災害見舞金の給付を決定 （熊本県 7 件） ・都道府県歯科医師会に対して「令和 8 年熊本地震に係る現況報告（その 7）」をメール送信（地域保健課扱い）

9 月 18 日（金）	・プレスリリース：令和 8 年熊本地震の状況について【第 7 報】―を配信。令和 8 年熊本地震に係る現況報告（9 月 17 日現在）を発信。（広報課扱い）
9 月 24 日（木）	・宇城市避難所全 5 か所を訪問し、支援物資を配布するとともに口腔ケアの重要性について啓発。なお、訪問にあたり、よ坊さんが帯同した（広報課扱い）
10 月 1 日（木）	・都道府県歯科医師会及び関係団体に（令和 8 年熊本地震災害への支援金(第 2 次)の受付延長について）をメールで周知。（総務一課扱い）
10 月 2 日（金）	・会員被害のあった熊本県歯科医師会に対し、「災害見舞金規程」に基づき災害見舞金を給付。（総務一課扱い）
10 月 8 日（木）	・都道府県歯科医師会に対して「令和 8 年熊本地震に係る現況報告（その 8)」をメール送信（地域保健課扱い）
10 月 19 日（月）	・「令和 8 年熊本地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて（その 5)」（厚生労働省保険局保険課他／事務連絡令和 8 年 10 月 16 日）をメール送信。（保険医療課扱い）
10 月 29 日（木）	・災害対策本部を解散